東北補給処公示第16号 平成31年 3月 8日 一部改正東北補給処公示第10号 令和 2年 1月 7日 一部改正東北補給処公示第9号 令和 2年 7月16日 一部改正東北補給処公示第5-3号 令和 5年 4月13日 一部改正東北補給処公示第5-4号 令和 5年 4月21日 一部改正東北補給処公示第5-4号

公 示

分任支出負担行為担当官 (分任契約担当官) 陸上自衛隊東北補給処 調達会計部長 市 沢 壮 史

東北補給処が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次項のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、別記様式「随意契約への新規参入申込書」に必要な書類を添付して第2項の提出先までご提出ください。

## 1 要 件

- ア 航空機製造事業法 (昭和27年法律第237号) 第2条の2又は武器等製造法 (昭和28年法律第145号) 第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれ を認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの 実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、 又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一者に限られる防衛装備品に 係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務 (研究試作を除く。) を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合(当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。)で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理

下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい 支障が生じるおそれがあるもの

- カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が 一者に限られる場合
- キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な 製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用で きる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達 できないもの
- 2 提出先等(問合せ先)
- (1) 提出先(問合せ先)

〒983-8580 宮城県仙台市宮城野区南目館1番1号 陸上自衛隊東北補給処調達会計部契約課審査班 電話 022-231-111(内線4234)

(2) 添付書類

別紙第1:随意契約への直接参入申込書

3 随意契約による契約の開始

掲載番号34から41までの該当する契約についての随意契約による契約の開始は、 令和6年4月1日からとする。

## 随意契約への新規参入申込書

年 月 日

分任支出負担行為担当官 (分任契約担当官) 陸上自衛隊東北補給処 調達会計部長 市 沢 壮 史 殿

所在地会社名代表者名

当社は、東北補給処調達会計部が行う随意契約への新規参入の申し込みについて(東北補給処公示第5-13号。令和5年12月12日)の対象契約一覧表掲載番号の品目に関し、新規参入の申し込みに必要なる要件を満たしているので、証明する書類を添えて応募します。

添付書類:1 全省庁統一資格

2 要件を満たすことを証明するために添付する書類の名称を記載する。